

3 政治的行為の制限

国家公務員法第 102 条

職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に關与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

国家公務員は、国民全体の奉仕者として、政治的に中立な立場を維持することが必要であり、その地位は政治勢力の影響又は干渉から保護されて、政治の動向のいかんにかかわらず常に安定したものでなければなりません。このような趣旨から、国家公務員は一定の政治的目的を持つ政治的行為が制限されています。

国家公務員の政治的行為の制限

制限される行為

政治的目的(代表例)

- 特定政党の支持・反対
- 公職の選挙で特定候補者の支持・反対
- 特定の内閣の支持・反対
- 国の機関等で決定した政策の妨害

政治的行為(代表例)

- 職名、職権等の公私の影響力利用
- 賦課金、寄附金等の受領等
- 公職の選挙での投票の勧誘運動
- 署名運動の企画、主宰、指導等
- 示威運動(デモ)の企画、組織等

多数の人に接し得る場所で政治的目的を有する意見を述べる

政治的目的を有する文書の発行・掲示・配布等

政党の結成、政党の役員への就任

政党の構成員となるよう勧誘運動

懲戒処分等

罰則(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

制限の対象とならない行為

- ・上記「政治的目的」を持たない行為
- ・職務遂行のため当然行うべき行為

適用除外

諮問的な非常勤職員
(顧問、参与、委員等)